

**千葉県福祉サービス第三者評価  
評価基準ガイドライン**

**(保育所版)**

**2013年10月作成  
2022年4月改訂**

**千葉県福祉サービス評価・調査機関連絡会**

目 次

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）						
大項目	中項目	小項目	評価項目			頁番号
II 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	利用者尊重の明示	11	施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	2	
			12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	3	
		利用者満足度の向上	13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	4	
		利用者意見の表明	14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある	5	
	2 教育及び保育の質の確保	教育及び保育の質の向上への取り組み	15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	6	
			16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	7	
	3 教育及び保育の開始・継続	教育及び保育の適切な開始	17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	8	
			18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	9	
	4 子どもの発達支援	教育及び保育の計画及び評価	19	保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	10	
			20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	11	
			21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	12	
			22	身近な自然や地域社会と関わるような取組みがなされている。	13	
			23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	14	
			24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	15	
			25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	16	
			26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	17	
		子どもの健康支援	27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	18	
			28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	19	
		食育の推進	29	食育の推進に努めている。	20	
	5 安全管理	環境と衛生	30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	21	
		事故対策	31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	22	
		災害対策	32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	23	
	6 地域	地域子育て支援	33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	24	

## 大項目Ⅱ 適切な福祉サービスの実施

### 中項目1 利用者本位の保育

#### 利用者尊重の明示

評価項目	標準項目
11 全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<input type="checkbox"/> 子どもの尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 <input type="checkbox"/> 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 <input type="checkbox"/> 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 <input type="checkbox"/> 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。

(評価の考え方)

- 保育所保育指針では「子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」としています。子どもの人権を守るために、「憲法」「児童福祉法」「児童憲章」「児童の権利に関する条約」など理解することが必要です。
- 保育所等が社会的な役割を果たしていくためには、基本的な関連法令や保育所等としての倫理要綱を踏まえて事業を推進する必要があります。管理者をはじめ、全職員がそれらの法令を正しく理解するために、定期的に研修や勉強会を開催することが必要とされます。
- 組織として遵守しなければならない基本的な関連法令について、リスト化するなどの方法で正しく認識されているかも評価のポイントになります。  
また、管理者は職員に対して遵守すべき法令などを周知し、遵守するための具体的な取り組みをどのように行っているかを確認することも必要とされます。
- 子ども一人ひとりを尊重する教育及び保育という考え方方が、これまでの生活習慣を配慮したうえで保育所等として統一されていることが必要とされます。子どもの言動をどのように受け止め、支援しているかを確認します。
- 子どもに対する日常的な支援の中で、「意識的・無意識に行われる不適切な対応」を「未然に防ぐための取り組み」を検討し実施しているかを確認することが必要とされます。
- 虐待の早期発見・防止に向けて、子どもに対する不適切な関わりや虐待が疑われる情報を得た場合には、組織として対応する体制が必要不可欠です。職員個人に判断と責任を負わせず、組織として対応できる体制になっているかを確認します。

項目	標準項目
12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<input type="checkbox"/> 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 <input type="checkbox"/> 個人情報の利用目的を明示している。 <input type="checkbox"/> 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 <input type="checkbox"/> 職員（実習生、ボランティア含む）に研修等により周知徹底している。

(評価の考え方)

- 平成17年4月から全面施行された「個人情報の保護に関する法律」における個人情報に関する基本的概念などを踏まえ、保育所等が有する情報の保護・共有を図ることが必要とされます。また、「福祉関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」に明示されている遵守するべき事項も踏まえて、組織運営をしているかを評価します。特に、保育所等には個人的な情報が非常に多く、その流出は利用者や職員、関係者に多大な影響を与えることから、情報が外部に流出しない管理体制の整備が重要になります。
- 個人情報保護法の趣旨を踏まえて、保育所等で扱っている個人情報の利用目的を定め、保護者や職員などに明らかにしていることを確認します。  
また、明示方法や記録類なども目視・閲覧することも必要とされます。
- 情報開示を求められた際の基本姿勢、情報開示の範囲、保護者への配慮などを定めた対応方法を保護者や職員などに明らかにすることが必要とされます。特に、職員が情報開示を求められた際の対応について、マニュアル化されているかなども確認します。
- 職員（実習生やボランティア）が、個人情報の保護について理解し行動できるための勉強会や研修会などの取り組みが、定期的になされているかを確認することも必要とされます。
- 児童福祉法第18条の22、保育士の守秘義務について明記されています。  
また、児童虐待防止等に関する法律にある通告義務は守秘義務より優先されます。以上に配慮した行動が求められます。

## 利用者満足度の向上

評価項目	標準項目
13 利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<input type="checkbox"/> 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 <input type="checkbox"/> 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 <input type="checkbox"/> 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。

### (評価の考え方)

- 利用者満足度の向上に向けて、保護者アンケート、日常的な意見要望の聞き取り、個別面談、保護者懇談会などにおける聴取などが必要とされます。  
利用者の意向に関する調査を定期的に行なうことは、改善課題の発見や、改善課題への対応策の評価・見直しの検討材料になります。また、アンケート結果を職員会議で話し合い、改善に努めることが求められます。
- このような仕組みが機能することで、職員の保護者の意向に対する意識を向上させ、組織全体が共通の問題意識のもとに改善への取り組みを行うことができるようになります。  
調査結果が職員に共有されているかを確認することも必要とされます。  
評価方法としては、調査結果に関する分析や検討内容の記録、改善策の実施に関する記録などの書面、訪問調査での具体的な取り組み聴取などによって確認します。

## 利用者意見の表明

評価項目	標準項目
14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<input type="checkbox"/> 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 <input type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 <input type="checkbox"/> 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 <input type="checkbox"/> 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。

### (評価の考え方)

- 社会福祉法第 82 条によって、社会福祉事業の経営者は、利用者(保護者)などからの苦情の適切な解決に努めることが求められています。  
また、保育所等の運営基準においては、利用者などからの苦情への対応が規定されています。  
これらの背景を踏まえて、実際に苦情解決の仕組みが組織の中で確立され機能しているかどうか、また、提供するサービス内容に関する妥当性の評価や改善を探るための有効な手段と位置付けてい  
るかを評価します。
- 苦情解決の体制については、
  - ① 苦情解決責任者の設置（理事長や保育所長など）、
  - ② 苦情解決担当者の設置、
  - ③ 第三者委員の設置、が求められています。  
第三者委員の設置は、苦情解決についての機密性の排除と社会性・客観性の確保、利用者の立場に立った苦情解決の援助のために設置されるもので、人数は複数が望ましいとされています。
- 苦情解決の手順については、
  - ・苦情解決の仕組みを利用者などに十分に周知しているかどうか
  - ・苦情を受けた時の正確な記録と苦情解決責任者への報告が行われているかどうか
  - ・解決に向けての話し合いの内容や解決策などについての経過と結果を記録しているかどうか
  - ・苦情を申し出た利用者などに経過や結果をフィードバックしているかどうか
  - ・苦情を申し出た利用者などに不利にならない配慮をしたうえで公表しているかどうかなどが評価のポイントになります。
- 苦情解決の取り組みを、利用者保護の視点と同時に、福祉サービスの質の向上に向けた取り組みの一環として積極的にとらえているかどうかを、体制の整備や解決手順・結果公表などの具体的な取り組みによって評価します。第三者委員が設置、解決への話し合いの手順、公表は必ず必要とされます。

## 中項目2 教育及び保育の質の確保

### 教育及び保育の質の向上への取り組み

評価項目	標準項目
15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<input type="checkbox"/> 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 <input type="checkbox"/> 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、P D C Aサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 <input type="checkbox"/> 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。

(評価の考え方)

- 保育所保育指針第4章には、「保育所は、保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図るとともに、その社会的責任を果たさなければならぬ」とあります。
- 教育及び保育の質の向上は、P（P l a n・計画策定）→D（D o・実行）→C（C h e c k・評価）→A（A c t・見直し）のサイクルを継続して実施することによって、恒常的な取り組みとして機能していきます。
- 自己評価の意義や実施方法については、厚生労働省より「自己評価ガイドライン」が示されています。その中で、「保育所の取組を基盤に、第三者評価など外部評価を受けることは、評価に客観性を増し、保育所の説明責任をより一層適切に果たすことにつながります」とされています。
- 本評価項目では、この考え方沿って質の向上に向けた組織的な取り組みを評価します。なお、ここでの「教育及び保育の質の評価」とは、個別の子どもに対するものではなく、組織的な対応を求められる全体としての改善課題の発見と対応を指しています。教育及び保育の質の向上や改善のための取り組みや、教育及び保育についての定期的な自己評価等を職員参加により行っていることが求められます。
- 実施した自己評価、第三者評価などの結果を組織がどのように活用しているかを、改善課題の明確化という観点から評価するとともに、評価結果から明確になった課題に対して、改善策や改善実施計画を検討し決定しているか、また、決定された改善策・改善実施計画を実行しているかどうかを評価します。
- 評価結果の公表について、自己評価ガイドラインでは、「一連の結果を保護者や地域住民等に対して公表したり、外部評価を得たりすることによって、評価の客観性が保たれるだけでなく、それぞれの評価の過程もより深まり、発展する」とされています。

## 提供する保育の標準化

評価項目	標準項目
16 提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<input type="checkbox"/> 業務の基本や手順が明確になっている。 <input type="checkbox"/> 分からぬときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 <input type="checkbox"/> マニュアル見直しを定期的に実施している。 <input type="checkbox"/> マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。

### (評価の考え方)

- 本評価項目では、以下のような観点から、標準的な実施方法が文書化され、それに基づいて教育及び保育が行われているかどうかについて評価します。  
「標準的な実施方法」とは、保育理念や方針に基づき、子どもの発達に沿って行われる教育及び保育の方法、保育士の関わり、配慮事項等、基本的な事柄について示したものといいます。  
この場合の「文書化」は、全ての子どもに対する画一的な教育及び保育の実施を目的にしたマニュアル化を求めるものではありません。
- 保育者の関わりや子どもの活動について、標準的な実施方法が定められていることは、職員が共通の認識を持って教育及び保育にあたり、安全性を含めて一定の水準の教育及び保育を実施していることを意味します。
- 標準的な実施方法を含め、一定の水準以上のサービスを保った上で、それぞれの子どもの状態に応じて個別に計画の作成や教育及び保育の実施を行うことが必要です。
- 標準的な実施方法には、基本的な技術に関するものだけでなく、実施時の留意点や子どもや保護者のプライバシーへの配慮、設備等、保育所等の状況に応じた業務手順等も含まれ、実施する教育及び保育全般にわたって文書化されていることが求められます。
- 標準的な実施方法の見直しは、保育士等による自己評価を基盤にし、保育所等の自己評価、さらに第三者評価等を通して行います。また、保護者等からの意見・提案や公表による改善に基づいて教育及び保育の質の向上という観点から行わなければなりません。
- 標準的な実施方法について、定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に行うための仕組みが定められているか、仕組みに従って見直しが実施されているかどうかを確認します。

### 中項目3 教育及び保育の開始・継続

#### 教育及び保育の適切な開始

評価項目	標準項目
17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<input type="checkbox"/> 問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 <input type="checkbox"/> 問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。

(評価の考え方)

- 社会福祉法において、社会福祉事業の経営者は、利用者がサービス選択の際に参考とすることができる情報を提供することが求められています。
- ここでいう情報とは、複数の保育所等の中から利用者が自分の希望に沿ったものを選択するための資料となるような、利用者の視点に立った情報を指します。
- 問合せや見学により、実際のサービスがどのように行われているのかなど、保護者の必要とする情報について具体的に情報提供しているかを評価します。
- 保育所等としての見学等への対応や考え方に基づき、現在サービスを利用している保護者や子どもへの配慮を行いつつ、有効な見学等が実施されているのかということが求められます。

評価項目		標準項目
18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。		<p>□教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。</p> <p>□説明や資料は保護者に分かり易いように工夫している。</p> <p>□説明内容について、保護者の同意を得るよう正在していいる。</p> <p>□教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。</p>

(評価の考え方)

- 本評価項目では、教育及び保育の開始に当たり、保護者等にわかりやすく説明を行っているかどうかが評価のポイントとなります。児童福祉法第48条の3において保育所等の情報提供が努力義務として明記されました。教育及び保育の内容等（教育及び保育方針や一日の過ごし方、保育所等の実施している教育及び保育内容）の情報の提供や説明が大切になります。
- 保護者等に対する説明は、どの保護者に対しても、組織が定めた様式に基づいて、同じ手順・内容で行われることを前提としています。
- 訪問調査では、説明の様式・内容と状況を聴取します。  
また、保護者等への説明内容とともに、保護者等の意見要望等が具体的に記録された書面を確認します。

## 中項目4 子どもの発達支援

### 教育及び保育の計画及び評価

評価項目	標準項目
19 保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<input type="checkbox"/> 全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 <input type="checkbox"/> 全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 <input type="checkbox"/> 子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 <input type="checkbox"/> 施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。

(評価の考え方)

- 全体的な計画は子どもの最善の利益を第一義にして多様な機能を果たす保育所保育の根幹となるものです。養護と教育を一体的にとらえ、発達過程を踏まえた、教育及び保育のねらい及び内容等から編成され保育所等生活の全体を通して総合的に展開されるものです。
- 保育所保育の基本について職員間の共通理解がされていることが大切です。
  - ・児童福祉法や児童に関する権利条約等関係法令が理解されている。
  - ・保育所保育指針、保育所保育指針解説書の内容が理解されている。
- 教育及び保育理念、目標、方針等について共通理解がされていることが重要です。
- 子どもの実態や子どもを取り巻く家庭・地域の実態及び保護者の意向が把握され、全体的な計画に反映されていることが望まれます。
- 子どもの育ちを見通し、発達過程を押さえて一貫性と柔軟性を尊重した全体的な計画が編成されている。ここでいう一貫性とは0歳から就学前までの育ちを見通した計画になっているかが大切です。また、柔軟性とはその時々の子どもの状況に応じた応答的な環境の構成や援助が必要です。
- 教育及び保育時間の長短、在所期間の長短、その他子どもの発達や心身の状態及び家庭の状況に配慮して、それぞれにふさわしい生活の中で教育及び保育目標が達成されていることが大切です。
- 全体的な計画に基づく教育及び保育の経過や結果を省察、評価し、次の編成に生かされていることが重要です。
- 全体的な計画は所長の責任のもとに、全職員が参画し、共通理解に立って作成されていることが求められます。

評価項目	標準項目
20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<p>□全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。</p> <p>□乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。</p> <p>□発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。</p> <p>□ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。</p> <p>□指導計画の実践を振り返り改善に努めている。</p>

(評価の考え方)

- 指導計画は、全体的な計画に基づいて、教育及び保育目標や方針を具体化する実践計画です。指導計画は具体的なねらいと内容、環境構成、予想される活動、保育士等の援助、家庭との連携等で構成されます。
- 子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画（年、期、月）とそれに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画（週、日）を作成し教育及び保育が適切に展開されていることが重要です。
  - ・子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分踏まえている。
  - ・保育所等の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容が設定されている。
  - ・具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切にして適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにしている。
- 3歳未満児は特に心身の発育・発達が顕著な時期であると同時にその個人差が大きい。一人ひとりの子どもの状態に即した教育及び保育が展開できる個別指導計画が作成されているかを確認します。
- 障害児等特別配慮が必要な子どもの教育及び保育は、一人ひとりの子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画に位置付けられている。また、家庭や関係機関と連携した支援計画を個別に作成しているかを確認します。
- 指導計画作成の基本の一つに環境の構成があります。
  - ・清潔で、安全な環境、家庭的な温かな環境を基盤に、子どもが環境に関わって主体的に活動を生み出したくなるような、心ゆさぶる、魅力ある環境が求められる。
  - ・具体的に設定したねらいや内容を、子どもが経験できるように物、人、自然現象、時間、空間等を総合的にとらえた、環境が構成されている。
- 教育及び保育を振り返り記録することが、子どもの理解、教育及び保育を読み解くことになります。
  - ・子どもの育ちを発達の特性と過程を踏まえ、ねらいと内容の達成状況を評価する。
  - ・保育者自らが教育及び保育のねらいと内容、環境構成、援助の方法などを記録し、全体を振り返り課題を明らかにすることが求められます。
- 問題や課題を振り返る専門的カンファレンスにより、保育士が視点や方向性を示唆してもらい援助力を高めていきます。

評価項目	標準項目
21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<input type="checkbox"/> 子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 <input type="checkbox"/> 子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 <input type="checkbox"/> 子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊べるように工夫されている。 <input type="checkbox"/> 好きな遊びができる場所が用意されている。 <input type="checkbox"/> 子どもが自由に遊べる時間が確保されている。 <input type="checkbox"/> 教育及び保育者は、子どもが主体性を發揮できるような働きかけをしている。

(評価の考え方)

- NO21 からNO22 までは、教育及び保育の中の「環境」に関する評価項目になっています。「周囲の様々な環境に好奇心や探究心を持って関わり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養う」ことを目的としています。  
2項目はそれぞれが関連しており、総合的にとらえて評価することが求められます。
- 身の回りに発達段階に即した、子どもが自ら興味を持ち、関わってみたいと思うような玩具や遊具が用意されていることが必要です。  
玩具や遊具の安全性はもちろん、その質、色、デザインなど、乳幼児期の子どもが出会い、関わる物が子どもの感覚や感性を育んでいくことを自覚し、その種類、質、量などが配慮されているかを確認します。
- 素材や用具などは発達段階に応じた収納と場所の配慮がされ、自分で自由に取り出せる工夫がされているかを確認します。
- 一人遊びや少人数遊びに集中したり、遊びこめる十分な時間の確保、ほっとくつろげる時間と空間（コーナーを作るなど）が用意されていることを確認します。
- 子どもの主体的な活動や遊びが促され、友達と協同で活動ができる環境や援助がされているかを確認します。  
・訪問調査の保育観察時に確認したり、聞き取り調査の中でどのような取り組みがされているか。

評価項目	標準項目
22 身近な自然や地域社会と関わるような取り組みがなされている。	<p>□子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。</p> <p>□散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。</p> <p>□地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。</p> <p>□季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。</p>

(評価の考え方)

- 生活環境の変化から子どもたちは身近な自然に触れたり、様々な人と関わったりすることが難しくなっています。  
自然環境が豊かな地域に住んでいても、積極的に自然と関わるためににはこれまで以上に保育者の配慮が必要です。  
地理的にあまり豊かとはいえない環境でも、子どもたちが主体的に自然や社会に関わることができるように工夫することが大切です。
- 自然や地域社会と関わるような取り組みがされていることを確認します。  
・指導計画の中に具体化されているか。また保育日誌等に記録されているか。
- 所庭の自然環境を整備したり、散歩に出かけて自然と触れ合う機会を作ったり、身近な動植物や自然事象に子どもが接する機会を持ち、好奇心や探究心を深める活動が行われているかを確認します。
- 庭や散歩で拾った葉や木の実など、季節感にある素材を子どもたちが積極的に利用して遊んだり、作品づくり等がされているかを確認します。
- 散歩や行事などで主体的に地域の人達に接する機会が作られているかを確認します。
- 地域の公共機関（公園、図書館、郵便局、消防署など）を利用するなど社会体験が得られる機会を作っている。季節、時期、子どもの興味を考慮して生活に変化や、潤いを与える地域に伝統的な行事などを日常的に教育及び保育の中に取り入れているかを確認します。

評価項目	標準項目
23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<p>□子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。</p> <p>□けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。</p> <p>□順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。</p> <p>□子どもが役割を果せるような取組みが行われている。</p> <p>□子どもが自発性を發揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。</p> <p>□異年齢の子どもの交流が行われている。</p>

(評価の考え方)

- この項目は教育及び保育の「人間関係」を評価する項目です。「他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を養う」を目的としています。
- 標準項目は現場で実際の教育及び保育状況を観察し、子どもたちと保育士等とのコミュニケーションから判断します。しかしながら、訪問調査時の保育観察の時間は短く、聞き取りで確認したり、記録から判断します。
- 子ども同士のやりとりで欲求がぶつかり、時にはけんかも起きますが、気持ちの代弁や共感により相手の気持ちを理解し、自己主張や我慢、自己コントロールを学び、社会性や道徳の芽生えが培われます。訪問調査時、記録（日誌など）や聞き取りで援助方法など確認します。
- 順番を守ったり、社会的ルールが身に付く経験は、例えば、散歩時に交通ルールを学んだり、生活や遊びの中での順番待ち等があります。
- 役割を果たす活動は、当番等があります。
- 異年齢での教育及び保育は、自分より年下の子どもへのいたわりや思いやりの気持ち、年上の子どもに対して活動のモデルとしてあこがれを持つなど、子どもがお互いに育ち合う場になります。
- 遊びや生活の場面で異年齢の子どもの関わりが経験できるように環境設定し積極的に取り組んでいることが求められます。
  - ・指導計画、異年齢保育計画の記録で確認。
  - ・クラスを異年齢で編成している。

評価項目		標準項目
24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育		<p><input type="checkbox"/>子ども同士の関わりに対して配慮している。</p> <p><input type="checkbox"/>個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。</p> <p><input type="checkbox"/>個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。</p> <p><input type="checkbox"/>障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/>必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。</p> <p><input type="checkbox"/>保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。</p>

(評価の考え方)

- 特別な配慮を必要とする子ども（障害のある子に限らず）に対して、特性に応じた教育及び保育がされているか確認します。
- 個別の指導計画を作成し、安定した生活の中で、子どもが自己を十分に発揮できるような教育及び保育をすることが必要です。  
また、クラス等の指導計画との関連性も大切です。  
生活や遊びに取り組む姿、活動への関心や参加の様子、さらには友達との関わりなどを記録して、環境構成や援助のあり方など、具体的に見通すことが大事になります。
- 特性のある子どもの理解と援助に当たっては、担当保育士だけではなく、職員全体で共通理解を図りながら取り組むことが基本であり、施設長を中心として、職員全体で定期的かつ必要に応じて話し合う機会を持つことが求められます。  
職員全体の理解と援助の現状を会議録などから確認します。
- 障害のある子どもの教育及び保育に関する専門力を高めるために、施設内外の研修の参加や実施状況、定期的な話し合い、家庭又は医療等専門機関との相談・連携状況等が組織的・計画的に行われているか等を確認します。
- 障害のある子どもの理解と援助は、子どもの保護者との連携が大切で保育所等と家庭での生活の状況を伝え合い、子どもの理解を深め合うことや、保護者の悩みや不安などを理解し支えていくことも大切です。保護者との連携状況を連絡帳や個別記録などから確認します。

評価項目	標準項目
25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<input type="checkbox"/> 引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 <input type="checkbox"/> 担当職員の研修が行われている。 <input type="checkbox"/> 子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 <input type="checkbox"/> 年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。

(評価の考え方)

- 在園時間の異なる子どもに対する教育及び保育については、家庭との密接な連携が必要となります。  
保護者の状況を理解し心身の状態に配慮しながら、子どもの生活の様子や育ちの姿を伝えあい、子どもの思いや一日の全体像について理解を共有することが重要です。  
保護者との情報提供や連携状況が密接に行われているかどうかを引き渡しの記録などから確認します。
- 在園時間の異なる子どもに対する教育及び保育では、職員の勤務体制により一日の中で複数の職員が担当することになります。引き継ぎの際には(人員、健康状態等)職員間での正確な情報の伝達を心がけ、すべての職員が協力して、子どもや保護者が不安を抱くことのないよう十分に配慮しながら関わっていくことが必要です。  
職員間の情報の引き継ぎや共有が適切に行われているかどうかを確認します。
- 在園時間の異なる子どもの生活リズムや心身の状態への配慮に関する組織的・計画的対応として、ガイドライン（マニュアル）の整備見直し、担当職員（特に延長専任職員）の研修、保護者への情報提供等を確認します。
- 延長保育・夜間保育の場合は特に、家庭的でゆったりとくつろげる環境や保育士等の個別的な関わりなど、子どもが負担なく落ち着いて過ごせるよう配慮します。  
また、通常の時間帯における教育及び保育との関連やバランスを視野に入れ、一日の中で気持ちを切り替えられるように努め、一日の疲れや 保護者を待つ気持ちを受け止め、保育士等が温かく関わることが求められます。

評価項目	標準項目
26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<p>□一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。</p> <p>□保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。</p> <p>□就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。</p>

(評価の考え方)

- 専門性を有する職員が配置されている保育所等の特性を生かし、保育士が行う教育及び保育指導、看護師や保健師が行う保健指導、栄養士が行う栄養指導といった支援が一体となって行われることが望れます。  
入所児の家庭へは保護者懇談会や面談、教育及び保育参観・参加などを実施し、その機会に合わせた専門職による講座の開催や、父親の積極的な参加を促すことも重要です。  
さらに、これらの支援が保護者同士の交流や相互支援になるように配慮します。  
このような保育所等の有する専門性が保護者・家庭支援に活用されているかどうかを書類などで確認します。
- 保育所等においては、子育て等に関する相談や助言など、子育て支援のため、保育士や他の専門性を有する職員が相応にソーシャルワーク機能を果たすことも必要となります。相談窓口を保育士とし、内容により上司に報告し的確な助言となれるシステムが作られていることが大切です。  
現状を書面などで確認します。
- 就学に際して、小学校を訪問し小学生と交流する機会を設けて、子どもが小学校生活に対する見通しを持てるようになることも必要です。  
保育所等、幼稚園、小学校が合同で研修を行ったり、行政及び他の専門職も含めた地域の連絡会を設けたりすることも重要です。また、保育所等の子どもと放課後児童クラブの子どもとの交流や、職員同士の交流および情報共有によって相互理解を図ることなども求められます。  
現状を確認します。
- 保育所等から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料「認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録」（以下「保育要録」という。）を送付します。保育所等での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへつなげていく為に、一人ひとりの子どもの発達や全体像が伝わるよう工夫して記入されているか確認します。  
保育要録は、保護者の思いを踏まえつつ記載するとともに、送付については、入所時や懇談会などを通して、保護者に周知しておくことが望ましいです。個人情報保護や情報開示に留意することも必要です。  
以上の現状を確認します。

## 子どもの健康支援

評価項目	標準項目
27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<p>□子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。</p> <p>□保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。</p> <p>□職員に乳幼児突然死症候群（SIDS）に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。</p> <p>□子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。</p>

### （評価の考え方）

- 年間保健計画、保護者との連携、ガイドライン（マニュアル）の整備見直し、職員研修、情報共有等が組織的・計画的に行われているかを確認し評価します。
- 子どもの健康状態の把握は、嘱託医による定期的な健康診断に加え、保育士等による毎日の子どもの心身の状態の観察、保護者からの子どもの状態に関する情報提供によって総合的に行います。
- 毎日の健康観察は、どの子どもにも共通した項目と子ども特有の所見・病気等に伴う状態があります。同じ子どもでも発達過程により所見の現れ方が異なることがあるので、子どもの心身の状態を日頃から理解しておくことが必要です。  
以上の様な実際の取り組み状況を確認します。
- 乳幼児期は、発育・発達が顕著であり、発育や発達は、出生後からの連續した現象であり、定期的に継続して把握すると共に、必要に応じて随時、記録することが必要であり、それらを踏まえて教育及び保育が行われなければなりません。  
定期的に行われる身体測定の結果を、児童票や健康記録表などに記録するとともに、各家庭にも連絡し、家庭での子育てに役立てられるようにします。
- 教育及び保育中の子どもの心身の状態については、日々、必要に応じて保護者に報告するとともに、留意事項などについて助言します。教育及び保育中に怪我や発熱などの異常が認められた場合、保護者に連絡をするとともに、状況に応じて嘱託医やかかりつけ医等の指示を受け、適切に対応します。
- 子どもの心身の健康状態の観察から、不適切な養育の兆しが見えた場合は所・園長に報告し、子どもに適切な対応を行うと共に個別記録を取ることが大切です。  
以上のような健康管理体制と運営状況を確認します。

評価項目	標準項目
28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<p>□教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。</p> <p>□感染症やその他の疾病的発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。</p> <p>□子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。</p>

(評価の考え方)

- 感染症や疾病に対する対応が適切に行われるよう、ガイドライン（マニュアル）の整備見直し、研修、情報共有、連絡体制、専門機関連携等が組織的・計画的に行われているかを帳票により確認します。
- 子どもの体調や症状の急変、及び事故など救急対応が必要な場合には、保護者への連絡、嘱託医等と相談、救急車の出動も必要となります。その対応状況を保健関係記録から確認します。また、子どもの症状や処置・対応等に対して、全職員が正しい理解を持ち、熟知するためのマニュアルがあるか、研修等を実施しているか研修記録から確認します。
- 入所の際には、母子健康手帳等を参考に、一人ひとりの子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を把握して、罹患歴の整理や未接種児への奨励などを行うことも大切です。  
感染症の疑いのある子どもを発見した場合は嘱託医の指示に従い、医務室等で他児と接触することないように配慮します。感染症の罹患が確定したときには、他の保護者にも情報を発信して感染の有無、経過観察等について理解を求めます。
- 学校伝染病として定められた感染症に罹患した子どもが登所を再開する時期については、嘱託医などの指示に従うとともに、登所許可の書類の提出を依頼します。  
感染症対策が適切に行われているかを記録簿などにより確認し評価します。
- 医務室の場所や薬品などを整備し、体調不良の子どもが安静を保ち安心して過ごせるようにします。薬品の定期的点検や全職員が適切な使用法を習熟するようにします。医務室の整備状況を確認します。
- 与薬への留意点として、医師の指示に基づいた薬に限定し、保護者に医師名、薬の種類、内服方法等を具体的に記載した与薬依頼書・票を持参してもらいます。  
保護者から預かった薬は、他の子どもが誤って内服することのないように保管するなど、管理を徹底します。  
重複与薬、人違い、与薬量の誤認、与薬忘れ等がないよう複数の保育士等で確認し与薬者のサインや時間記入等があると確実となります。  
座薬を使用する場合には、かかりつけ医の具体的な指示書に基づき、慎重に取り扱う必要があります。
- 疾病の発生予防として、乳幼児突然死症候群（SIDS）の対応、医療的ケアを必要とする子どもへの適切な対応を求めています。  
以上の現状を確認します。

## 食育の推進

評価項目	標準項目
29 食育の推進に努めている。	<p>□食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。</p> <p>□子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。</p> <p>□体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。</p> <p>□食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。</p> <p>□残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。</p>

### (評価の考え方)

- 食事の提供を含む食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めることが求められます。食育の計画・実施内容を把握し、次の計画へと関連しているかを確認します。
- 食事の提供の留意点として、子どもの状態に応じて摂取法や摂取量などを考慮し、食べることを楽しむことができるよう計画することができます。  
子どもの喫食状況の実態などを隨時把握し、計画・実践過程を全職員で評価し、給食が子どもにとって美味しく魅力的なものであるよう食事の質の改善に努めることが求められます。  
以下のような食事提供の配慮や喫食状況などを確認します。
  - ・子どもの咀嚼や嚥下機能等の発達に応じて食品の種類、量、大きさ、固さ、食具等を配慮し、食に関わる体験が広がるよう工夫する。
  - ・地域の様々な食文化等を取り入れた食事内容や行事等にも配慮する。
- 食育の環境として、子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりや、調理室など食に関わる保育環境に配慮することが求められます。  
食と命の関わりなどを実感したり、体験したりできる環境を構成することや、食事への強制が無いか、ゆとりある食事の時間を確保し、食事する部屋が温かな親しみとくつろぎの場となるように配慮されているか。  
また、子ども同士、保育士や栄養士・調理員など、一緒に食べたり、食事をつくったりする中でも、子どもの人と関わる力が育まれるように環境を整えているか確認します。
- 一人ひとりの子どもへの対応として、体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に個別の状態にあった食事を提供すること。アレルギー除去食、アナフィラキシー対応、誤食防止等の配慮を記録や観察などで確認します。

## 中項目 5 安全管理

### 環境と衛生

評価項目		標準項目
30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 <input type="checkbox"/> 子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようになるとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 <input type="checkbox"/> 室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。

#### (評価の考え方)

- 子どもが適切な環境の中で1日を過ごすことは、もっとも基本的な教育及び保育の質の保証であり、保護者などが強く望むものです。また、安全性の確保や衛生管理のための体制を整備することは最低限の義務であり、教育及び保育の質の向上を目指す意味からも積極的な取り組みが必要になります。
- 基本的な生活習慣である、食事・トイレ・着替え・歯磨きなどが、子ども一人ひとりの発達状況に合わせ、意欲的に身につけられるような環境が整備されていることや、定時や随時の清掃によって、清潔さが保たれているかを、目視・仕組みのチェックなどによって確認します。
- 衛生管理のための体制作りは、管理者などが明確な目的意識のもとにリーダーシップを発揮することが求められ、組織的、継続的に行わなければ成果は望めません。  
環境整備や衛生管理を目的としたマニュアルなどを整備したうえで、組織内のシステムを確立し実行していくことは、職員全体で意識を向上させていくことにつながります。  
マニュアルは保育所等の状況に応じて独自に作成したものが望ましいと考えられますが、自治体が作成したものや、それに準じたものを利用してもよいこととします。

## 事故対策

評価項目	標準項目
31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 <input type="checkbox"/> 事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 <input type="checkbox"/> 設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 <input type="checkbox"/> 危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。

(評価の考え方)

- 事故が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施などを評価します。事故発生時にはケースによってさまざまな対応が求められることになります。そのため、対応のフローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する実践方法、保護者などとの連絡方法や連絡網などについてマニュアル化されているかを確認します。
- 子どもの安全を脅かす事例収集を、その仕組みを整備したうえで実施していることが必要とされます。収集した事例について、職員参画のもとで発生要因を分析し、未然防止策を検討することが望されます。
- 職員に対しての事故防止に関する研修の実施、事故防止策などの実施状況や実効性について定期的に評価し、必要に応じて見直しに取り組んでいることも確認が必要となります。特に、事故防止のためのチェックリストやヒヤリハットなどの事例を活用したり、子どもに対する安全教育を定期的に実施したりすることも必要となります。
- 不審者などが保育所等内に侵入した場合には、子どもの安全を確保するのと同時に警察への通報など、さまざまな対応が求められます。そのため、事故対応同様のマニュアルの整備やマニュアルに基づく職員研修の実施などが必要となります。
- 日常の安全管理として安全点検表を作成し、施設、設備、遊具、玩具、用具、園庭等を定期的に点検し、安全性と機能保持に努めているかを確認します。

## 災害対策

評価項目	標準項目
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<input type="checkbox"/> 地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 <input type="checkbox"/> 定期的に避難訓練を実施している。 <input type="checkbox"/> 避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 <input type="checkbox"/> 立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 <input type="checkbox"/> 利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。

(評価の考え方)

- 地震・津波・火災等非常災害が発生した場合の対応マニュアルの整備状況及び、そのマニュアルに基づく職員研修の実施などを評価します。災害のケースによってさまざまな対応が求められることがあります。  
そのため、対応のフローや緊急連絡先の一覧、救急処置に関する実践方法、保護者などとの連絡方法や連絡網などについてマニュアル化しているかを確認します。
- 地震・津波・火災等非常災害が発生した場合を想定した避難訓練を定期的に実施することも必要とされます。  
また、消防署や自治会（町内会）などが主催する避難訓練への参加によって、地域との連携を図ることも必要とされます。保護者に対しても保育所等の基本的な対応について周知することが必要とされます。
- 地震・津波・火災等非常災害から子どもや職員を守るための各種備品（防災頭巾・保存食など）の管理基準、安否確認の方法などのマニュアル化が必要とされます。  
また、非常災害が発生した場合でも、サービス提供が継続または速やかに再開できるように、「事業の継続」のための具体的な活動内容が、職員・保護者・関係機関などに伝わり、実践に向けての仕組みが必要とされます。
- 安全の確保・向上は運営管理者（園長など）と職員が協力して取り組むべき内容です。  
また、リスクの把握、要因分析や対応の検討は、組織的・継続的に行われ、実効性のある対策と実行に向けた取り組みがなされているかを確認、評価します。

## 中項目 6 地域

### 地域子育て支援

評価項目	標準項目
33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<input type="checkbox"/> 地域の子育てニーズを把握している。 <input type="checkbox"/> 子育て家庭への保育所等機能を開放（施設及び設備の開放、体験保育等）し交流の場を提供し促進している。 <input type="checkbox"/> 子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 <input type="checkbox"/> 地域の子育て支援に関する情報を提供している。 <input type="checkbox"/> 子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。

#### （評価の考え方）

- 保育所保育指針では、地域の子育ての拠点としての機能として、
  - ① 子育て家庭への保育所等機能の開放（施設及び設備の開放、体験保育等）
  - ② 子育て等に関する相談や援助の実施
  - ③ 子育て家庭の交流の場の提供及び交流の促進
  - ④ 地域の子育て支援に関する情報の提供 を求めています。また、一時保育として、市町村の支援を得て、地域の関係機関、団体等との積極的な連携及び協力を図るとともに、子育て支援に関わる地域の人材の積極的な活用を図るよう努めること等を求めています。
- 保育所等が地域社会に対する役割を果たすために、地域の具体的な福祉・子育てニーズを把握するための取り組みを関係機関などとの連携に基づき積極的に行っているかどうかを評価します。民生委員・児童委員などとの定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉・子育てニーズの把握に努めることも必要とされます。  
行政からの依頼による一時保育サービスや育児支援の相談事業などは評価の対象とはなりません。  
保育所等が独自に行う取り組みについて確認、評価します。
- 地域との関わりを深める方法として、保育所等の持つ専門的な技術や情報を地域に提供することが挙げられます。  
具体的には、電話や来園による子育て相談窓口、障がい児やその家庭などに対する相談支援事業、子育て支援サークル（地域の子育て家庭の親子が定期的に集まる機会、地域の子育て家庭の親子と園に通っている親子が交流する機会など）地域の保健所や保健センターなどと連携した支援事業、地域ニーズに応じ住民が自由に参加できる多様な支援活動が挙げられます。
- パンフレット、ポスター、ホームページ、情報紙など誰もが容易に入手できる広報媒体の整備も必要とされます。  
また、園の運営状況についての情報を必要に応じて開示するようにしていることも必要とされます。  
保育所等の規模に応じて具体的な取り組みはさまざまであると考えられますので、個々の取り組みについて確認、評価を行います。

## ガイドライン作成委員

NPO法人ヒューマン・ネットワーク	吉谷 健二
株式会社ケアシステムズ	和田 俊一
特定非営利活動法人ニッポン・アクティブライフ・クラブ	西村 寿紀
株式会社福祉規格総合研究所	後藤 康浩

※ このガイドラインは全社協のガイドラインをベースとして作成しています。

※ 組織運営の共通項目については、2011年作成のガイドラインをご覧ください。